

八街市保育料表

(月額：円)

| 階 層 区 分 | | 保育料(月額) | |
|------------|--|-----------------|-----------------|
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| | | 3号認定 (3歳未満児) | 3号認定 (3歳未満児) |
| A | 生活保護法による被保護世帯 | 0 | 0 |
| B | 市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等) | (0) | (0) |
| | | 0 | 0 |
| C 1 | 市町村民税所得割課税額世帯 48,600円 | (6,300) | (6,150) |
| | | 13,600 | 13,300 |
| C 2 - 1 | 市町村民税所得割課税額世帯 48,600円 以上 57,700円 未満 | (9,000) | (9,000) |
| | | 24,000 | 23,500 |
| C 2 - 2 | 市町村民税所得割課税額世帯 57,700円 以上 77,101円 未満 | (9,000) | (9,000) |
| | | 24,000 | 23,500 |
| C 2 - 3 | 市町村民税所得割課税額世帯 77,101円 以上 97,000円 未満 | 24,000 | 23,500 |
| C 3 | 市町村民税所得割課税額世帯 97,000円 以上 169,000円 未満 | 37,800 | 37,100 |
| C 4 | 市町村民税所得割課税額世帯 169,000円 以上 301,000円 未満 | 51,800 | 50,900 |
| C 5 | 市町村民税所得割課税額世帯 301,000円 以上 | 68,000 | 66,800 |

※A及びB階層は無償となります。

※C1・C2-1・C2-2階層の要保護世帯等(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯))の第1子の保育料は、()内の保育料となります。

また、支給認定保護者と生計を一にする最年長の子どもから順に第2子以降は無償となります。

※C1・C2-1階層の要保護世帯等以外の世帯は、支給認定保護者と生計を一にする最年長の子どもから順に第2子を上記利用保育料額の半額、第3子以降については無償となります。

※C2-2・C2-3・C3・C4・C5階層に属する世帯で同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童心理治療施設通所部、小規模保育事業所、事業所内保育所、家庭的保育事業所、居宅訪問型事業所に入所または児童デイサービスを利用している場合、最年長の子どもから順に第2子は上記利用者負担額の半額、第3子以降については無償となります。

※市町村民税均等割のみ課税の世帯は、C1階層となります。

※4月から8月分までの保育料は、平成31年(令和元年)度の市町村民税額による階層区分となります。9月分から翌年3月分までの保育料は、令和2年度の市町村民税額による区分となります。ただし、税額控除については、調整控除のみを除き、その他は反映しない取扱いになります。

※お子様が年度の途中で誕生日を迎えた場合でも当該年度の利用者負担額は変わりません。

※原則、父母が保育料算定の扶養義務者となります。なお、父母やお子さんを祖父母が扶養している場合は、その祖父母などが扶養義務者になることがあります。

○2号・給食費（副食費・おやつ代）

| | | | |
|---------------|--------|------------|----------------------------|
| 市立保育園 | 4,500円 | 八街かいたく保育園 | 5,100円 |
| 生活クラブ風の村保育園八街 | 5,000円 | 明德やちまたこども園 | 1,000円（主食費） 4,500円（副食費） |

※住民税非課税世帯及び年収360万円未満相当の世帯は無償になります。

○延長（時間外）保育料表

| 1日の延長時間 | 30分 | 1時間 | 1時間 30分 | 2時間 | 2時間 30分 | 3時間 | 3時間 30分 | 4時間 | 4時間 30分 | 5時間 |
|---------------|------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|
| 延長保育料 （月額） | 600円 | 1,200円 | 1,800円 | 2,400円 | 3,000円 | 3,600円 | 4,200円 | 4,800円 | 5,400円 | 6,000円 |

○ 延長保育料は、3歳児クラスから5歳児クラスの**無償化対象外**です。

※延長保育料は、30分単位で600円となります。

※同一世帯から2人以上の就学前児童が市内の保育所等に入所している場合の延長保育料は、年齢の最も高い順に全額、半額、無料となります。

※保育料表のA及びB階層の要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）の延長保育料は無料となります。

※保育料表のC1・C2-1及びC2-2階層の要保護世帯等は、支給認定保護者と生計を一にする最年長の子どもから順に第2子以降が無料となります。

※保育料表のB階層の要保護世帯等以外の世帯は、支給認定保護者と生計を一にする最年長の子どもから順に第2子以降が無料となります。

※保育料表のC1・C2-1階層の要保護世帯等以外の世帯は、支給認定保護者と生計を一にする最年長の子どもから順に第2子を上記利用保育料額の半額、第3子以降については無料となります。

《保育料の変更》

引越しや結婚・離婚、同居や別居などの家庭状況、就労の状況に伴う変更により保育料が変となる場合がありますので、何らかの**変更が生じた際は、2週間以内に必ず『支給認定申請書兼申請内容変更届』**を保育園等に提出してください。

世帯員の増減により、保育料の算定対象者に変更が生じた場合は、子育て支援課より必要書類の提出をお願いすることがあります。

なお、遅れて確定申告等を行った又は更正や修正を行った場合は、市民税額が確定した翌月から保育料が変更となります。さかのぼっての変更はいたしません。『支給認定申請書兼申請内容変更届』は不要です。

保育料の変更は、原則、変更事由のあった日の翌月から行います。